

## 荒川区重度心身障がい者(児)及び難病患者等日常生活用具給付等実施要領

	昭和53年	4月1日	制定
昭和54年	4月1日	一部改正	
昭和55年	4月1日	一部改正	
昭和56年	4月1日	一部改正	
昭和57年	4月1日	一部改正	
昭和58年	4月1日	一部改正	
昭和59年	4月1日	一部改正	
昭和60年	4月1日	一部改正	
昭和61年	11月1日	一部改正	
昭和62年	7月1日	一部改正	
昭和63年	10月1日	一部改正	
平成2年	2月1日	一部改正	
平成2年	11月1日	一部改正	
平成4年	3月1日	一部改正	
平成4年	8月1日	一部改正	
平成5年	4月1日	一部改正	
平成6年	12月1日	一部改正	
平成8年	4月1日	一部改正	
平成11年	4月1日	一部改正	
平成12年	4月1日	一部改正	
平成14年	3月1日	一部改正	
平成14年	4月1日	一部改正	
平成15年	4月1日	一部改正	
平成16年	4月1日	一部改正	
平成17年	10月1日	一部改正	
平成18年	10月1日	一部改正	
平成20年	7月1日	一部改正	
平成22年	4月1日	一部改正	
平成27年	3月31日	一部改正	

### (趣旨)

第1条 この要領は、荒川区重度心身障がい者(児)及び難病患者等日常生活用具給付等要綱(以下「要綱」という。)に基づき行う、重度心身障がい者(児)及び難病患者等(以下「対象者」という。)に対する日常生活用具(以下「用具」という。)の給付又は貸与(以下「給付等」という。)の事務の円滑な運営を図るために必要な実施細目を定めるものとする。

(給付等の対象者)

第2条 給付等の対象者については、要綱第3条に定めるところであるが、次の各号に該当する場合には、その対象者から除外する。

(1) 重度心身障がい者

ア 現に身体障がい者更生援護施設、児童福祉施設、知的障がい者援護施設、救護施設又は老人ホーム等(通所施設を除く)に入所中の者及び入院中の者。ただし、用具等の給付等により退所(退院)が可能となる者又は短期の入院中の者はこの限りでないこと、及び意思伝達装置及び頭部保護帽については第6条第12号の取扱いとするので留意する。

イ 重複障がい者で、その障がいの程度が要綱別表第2の対象者の欄に定める障がい程度以外の者

ウ 自己の所有に係る家屋以外に居住するものであって、その家屋の所有者又は管理者からの給付等の物品の設置につき承諾を得られない者

エ 要綱別表第2の種目の欄に掲げる用具を現に所有している者。

(2) 難病患者等

ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第12項、第44条第1項及び第56条第1項に基づく日常生活用具の給付事業又は貸与事業の対象者

イ 老人保健法(昭和38年法律第133号)第10条の4第2項に基づく日常生活用具の給付事業又は貸与事業の対象者

ウ 現に医療機関等に入院中又は入所中の者。ただし、用具の給付により退院若しくは対象が可能となる者又は入院若しくは入所が短期間である者は、この限りでない。

エ 自己の所有に係る家屋以外に居住する者であって、その家屋の所有者又は管理者から給付等の物品の設置につき承諾を得られない者

オ 要綱別表第3の種目の欄に掲げる用具を現に所有している者

2 給付等の対象年齢については、要綱第3条に定めるところであるが、「原則として3歳(又は学齢児)以上」の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 表記された年齢は保護者の介護や障がい児が使用するに当たって概ね必要と認められる年齢であるが、真に必要性があれば、表記の年齢未満であっても対象として差し支えない。

(2) 「原則として」の表記のない種目については、前号の取扱いはできない。

(用具の給付等)

第3条 区長は、当該申請者の経済状況、身体状況、家屋状況及び住宅環境等を実地に調査し、用具の給付等を行うかどうか決定する。

2 区長は、18歳未満の児童に対する用具の給付等の決定に際しては、必要に応じて児童相談所長に、難病患者等に対する用具の給付等の決定に際しては、必要に応じて保健所長に意見を聴く。

3 区長は、介護保険の被保険者からの給付等申請に際し、介護保険給付の貸与・支給対象品目と

用具の給付種目（特殊寝台、特殊マット、体位変換器、歩行支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、便器及び簡易浴槽）が重複する場合は、介護保険の適用となるので留意する。ただし、40歳以上65歳未満で特定疾病により要介護の状態（2号被保険者の状態）にあるものの、医療保険未加入者にあつては、介護保険の被保険者とならないので、介護扶助と障がい者施策の適用関係により障がい者施策が優先適用となるので留意する（厚生省通知 社援保第18号平成12年3月31日）。また、介護保険において要介護認定されなかった場合は、障がい施策の対象として改めて給付等の必要性を判断できるものである。

- 4 区長は、用具の給付等を行うことを決定したときは、給付及び貸与対象者に対して本制度の趣旨、給付等の条件等を十分説明するとともに、給付等後もその適正な使用及び管理が図られるよう家庭訪問等により指導の万全を期す。
- 5 用具の給付等は、1世帯当たり同一種目1件とする。ただし、区長が必要と認める場合には、この限りでない。
- 6 区長は、用具を貸与する場合には、当該用具を利用する身体障がい者又はこれを扶養する者との間に、別記第1号様式による用具の貸借に関する契約を締結する。
- 7 区長は、用具の貸与又は返還に当たっては、当該対象者の居住地において引き渡し、又は引き取るものとする。
- 8 給付対象者又はその扶養義務者は、委託業者に日常生活用具給付券を提出するとともに、支払うこととされた額を事前に当該業者に支払わなければならない。

#### （費用の支払）

第4条 要綱第5条第2項の規定により給付対象者又はその扶養義務者が支払わなければならない費用は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条第2項に定める補装具費に係る障害者等の負担額の例により算定した額とする。

- 2 前項の場合において、同一月内に荒川区重度心身障がい者（児）住宅設備改善費給付事業要綱に基づく設備改善費の給付を受け、その費用の一部を既に負担している者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の3に規定する補装具費に係る負担上限月額から、当該設備改善費の給付に当たり負担した額を減じた額を、前項の規定による支払額の上限額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、用具の給付に要した費用が要綱別表で定める基準額を超える場合については、その超過した額を前2項の規定による支払額に加算した額を支払うものとする。

#### （給付等の種目の内容）

第5条 給付等の種目の内容及び基準については、要綱別表第2及び別表第3に定めるほか、次のとおりとする。

- （1） 給付する用具を具体的に決定するに当たっては、「消費税法施行令第14の4の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」（平成3年厚生省告示第130号）及び「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）

の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」(平成3年9月26日社更第199号厚生省社会局更生課長・厚生省児童家庭局障害福祉課長・厚生省児童家庭局母子衛生課長通知)も参考とする。

- (2) 浴槽(湯沸器を含む。)については、実用水量150リットル以上のものであれば和、洋式を問わず用具として認めるが、重度の身体障がい者の使用に便利であるものを選定する。
- (3) 前号の湯沸器については、要綱別表第2に定める性能を満たし、かつ、安全性について配慮されたものであること。原則として給付は浴槽と同時に行うものとするが、区長が必要と認める場合には、浴槽及び湯沸器を個々の種目として給付できるものとする。ただし、本制度で給付する湯沸器は、主として入浴時に使用する事を前提としているため、この使用目的以外に湯沸器単独の給付は行わない。
- (4) 前2号の条件を満たす場合には、浴槽と湯沸器が設置された簡易な風呂であっても、用具の浴槽(湯沸器を含む。)として給付できる。
- (5) 自動消火装置は、原則として火災警報器(財団法人日本消防設備安全センターに設置されている消火設備等認定委員会の認定ラベルの貼付けがなされているものが望ましい。)と一体として給付する。
- (6) 火災警報器の給付に当たっては、警報ブザー(特殊法人日本消防検定協会の検定ラベル又は鑑定ラベルの貼付けがなされているものが望ましい。)を室外にも設置する。
- (7) 聴覚障がい者用通信装置の給付は、携帯用ファックス又はファックスとする。
- (8) 透析液加温器の給付に当たっては、自己連続携行式腹膜灌流患者であることの医師の証明書を徴する。
- (9) 屋内信号装置の給付に当たっては、音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるものであること。
- (10) 移動用リフトについては、床走行型、固定型を問わず用具として認めるが、障がい者(児)及び介護者の使用が容易であり、かつ、安全性に配慮されたものであること。
- (11) 入浴補助用具及び歩行支援用具の給付に当たっては、基準額内であれば複数の用具の給付が可能であること。
- (12) 意思伝達装置及び頭部保護帽の給付に当たっては、「給付される本人しか使用できない用具」として入院中、施設入所中においても対象となるので留意すること。
- (13) たん吸引器・ネプライザーについては、呼吸器機能障がい又は他の障がいを要因に常態として必要な場合に給付できるものであること。なお、脳原性等の障がい児については、近年、在宅年齢が低年齢化しており、必要な場合は第2条第2項第1号により対応できるものであること。両方の機能が一体となった機器の基準額は、要綱別表第2・第3に定める各基準額の合算額を限度とし給付できるものであること(各1件と計上すること。)
- (14) 様々な機能を複合した用具については、当該用具が障がい者にとって便利であるという観点のみによるのではなく、本事業の趣旨を踏まえ、主たる機能が要綱別表第2及び別表第3に示すものと合致しているかどうかという観点により判断すること。多機能

なものは対象外であること。

(15) 難病患者等に対する特殊寝台及び車いすについては、手動式と電動式の併給は行わない。

(費用の請求)

第6条 用具を給付した業者が公費負担分を請求する場合には、日常生活用具給付券を添付して、区長に請求する。

(業者の選定)

第7条 業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な供給が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定する。

(給付等物件の管理)

第8条 給付等物件の管理は、次のとおりとする。

- (1) 区長は、用具の給付等を受けた対象者及びその扶養義務者に対し、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない旨指導する。
- (2) 用具の給付等を受けた対象者及びその扶養義務者は、用具の使用には最善の注意をもって維持、管理しなければならない。
- (3) 用具の貸与を受けた者が、身体障がい者更生援護施設等へ入所するときその他の事情により当該貸与物件を必要としなくなったときは、区長へ返還しなければならない。区長はいったん貸与した用具が返還されたときは、他の対象者に対して再貸与できるよう整備して適正に保管しておくものとする。
- (4) 用具の貸与を受けた者及びその扶養義務者は、当該用具を破損し、又は滅失したときは、直ちに区長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。
- (5) 区長は、対象者及びその扶養義務者が、第2号による注意を怠って用具を破損等した場合には、再給付及び再貸与を留保することができる。
- (6) 区長は用具の給付等を受けた対象者及びその扶養義務者が第1号に反した場合には、当該対象者及びその扶養義務者に対して改善命令を行う。
- (7) 区長は、用具の給付等を受けた対象者及びその扶養義務者が前号の命令に従わない場合には、当該物件の返還を求め、又は当該給付若しくは貸与に要した費用の全部若しくは一部を返還させることができる。

(給付等台帳の整備)

第9条 区長は、用具の給付等の状況等を明確にするため日常生活用具給付・貸与台帳(別記第7号様式)を整備しておくものとする。

(業務報告)

第10条 区長は、当該年度における給付等の状況を取りまとめ、当該年度の補助金実績報告の

際に報告するものとする。

附 則

この要領は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、昭和56年4月1日から適用する

附 則

この要領は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、昭和61年11月1日から適用する。

附 則

この要領は、昭和62年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、昭和63年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成2年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成2年11月1日から適用する

附 則

この要領は、平成4年3月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成4年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成6年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 14 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。